

保険点数の適用について

D207 体液量等測定 60点 ※ 体液量測定・細胞外液量測定のどちらかにて算定

1 ① 体液量測定 (Body fluid volume)

【目的】水分代謝異常として脱水や溢水状態を診断するために全体液(細胞内液+細胞外液)量を測定する。

【方法】全体液量を測定するには、生体の細胞内外液に均等に拡散するアンチピリンや重水を使用する。いずれも、一定量投与して標識物質が速やかに体内に拡散して代謝や排泄が行われない状態で平衡状態に達した際の血中濃度から体液量を算出する。

1 ② 細胞外液量測定 (Extracellular fluid volume)

【目的】細胞外液(組織液+血液+リンパ液+体腔液)量を測定して、水分の分布状態から病態を診断する。

【方法】細胞内に移行しないマンニトール、イヌリン、チオ硫酸塩、チオシアン酸ナトリウムなどの標識物質を投与して、平衡状態に達した際に血中濃度を算出する。細胞内液量は、全体液量と同時に測定して、その値から細胞外液量を差し引くことで算出できる。

適応疾患

溢水(浮腫、うっ血性心不全、ネフローゼ症候群、慢性腎不全、腹水症、胸水貯留症など)

水電解質異常(低Na・高Na血症、低K・高K血症、SIADHなど)

脱水症(発熱性疾患、熱射病、尿崩症、過換気症、下痢症、嘔吐症、腸痙、熱傷、麻痺性イレウス、副腎皮質機能低下症、甲状腺機能亢進症、腹水を伴う肝硬変症、毛細血管漏出性症候群、バーター症候群、糖尿病性ケトアシドーシス、間質性腎炎、多血症など)

保険請求上のポイント

- ✓ 上記の測定方法は重水希釈法に関する説明であり、現在この方法は使用されておらず、BIA法が体水分量・細胞外水分量の測定方法として認められている。
- ✓ 特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
- ✓ 体液量等測定の所定点数には、注射または採血を伴うものについては注射実施料およびD400血液採取を含む。(重水希釈法に限る)

※ 参考資料: 最新検査・画像診断事典(2022-23年版)、医学通信社

※ ご注意: 保険点数については取得を保証しているものではありません。都道府県や自治体によって取得状況が異なります。